

第92回教育研究評議会議事要録

日 時 平成24年5月14日(月) 14時00分開会～16時10分閉会

場 所 医学部5階大会議室

欠席者 塩飽理事, 両角理事, 大庭評議員

陪席者 山崎監事

議事に先立ち、第91回教育研究評議会の議事要録について確認が行われ、次の点を修正することで承認された。

- ・議題2「大学改革の方針について」

- 「学際副専攻プログラム」についての大谷医学部長からの意見のうち、「学生用のテキストを作り、」の部分削除する。

議題1. 島根大学大学院学則の一部改正について

議長から、5月8日開催の役員会で承認された、医学系研究科博士課程の入学資格に6年制の薬剤師養成課程の卒業生を追加すること及び法務研究科に「法学既修者コース」を新設することに伴う本学大学院学則の改正について提案があり、続いて、総務部長から資料に基づき、改正理由及び改正内容の説明があった後、審議の結果、原案どおり承認された。

議題2. 教員の休職の延長について

議長から、外国語教育センター長の申し出に基づき、現在休職中の同センター教員の休職の延長について提案があり、審議の結果、原案どおり承認された。

議題3. 国立大学改革強化推進事業について

報告事項5. 島根大学グローバル人材養成プランについて

肥後理事から資料に基づき、4月開催の教育研究評議会で概要を説明した島根大学グローバル人材養成プランの柱となる「地域社会体験型社会人養成プログラム」及び「学際副専攻プログラム」について、評議員から寄せられた意見の紹介があった。

続いて、国立大学改革強化推進事業に申請予定の「グローバル人材養成プラン」及び「地域医療教育イノベーションセンター」について、それぞれ肥後理事及び井川理事から説明があった。

なお、本件のうち「学際副専攻プログラム」に関し、評議員から次のとおり意見があった。

- ・武田法文学部長から、法文学部では本プログラムに対し懸念の声が多かったこと、また、提示の案は展開が広すぎて、同プログラムを希望する学生のイメージが湧かず、本当にニーズがあるのかも疑問である。導入に当たっては、学生の教育を最優先に考えていただき、既に上手く機能しているところから導入して欲しいとの意見があった。
- ・秋重教育学部長から、教育学部では既に学部内で主専攻・副専攻を導入しており、また、この他にも1,000時間体験学修もあり、学生への負担を考慮すると、学部の教育システムそのものを変えないと本プログラムへの対応は難しい。導入するのであれば、もう少し範囲を限定する形で、学部の壁を低くし、例えば他学部の学生が教育学部の講義を受けることで社会教育主事等の免許を取得できれば、学生にとってもメリットがあるのではないかとの意見があった。

- ・板村評議員から、資料の中に例示されている地域社会のニーズに立脚した教育プログラム①について、ターゲットとなる学生や学生にとってのメリット、また、想定される具体的な職業、就職先がはっきりしないとの意見があった。

報告事項

報告事項2. 学長から、教員の採用・昇任に係る申請書等の記載方法について、今後は採用・昇任の理由をより明確にするため、学部・学科等の「学位授与方針(DP)」及び「学習到達目標(LO)」を全て列記するのではなく、採用・昇任しようとする教員の専門分野と関連するDP及びLOの該当箇所のみを記載するよう依頼があった。

報告事項3. 肥後理事から資料に基づき、経年変化等のデータも含めた平成24年度入試の実施状況等について報告があり、志願者増の方策等について意見交換が行われた。

報告事項4. 肥後理事から資料に基づき、平成24年3月卒業・修了生に係る就職状況等及び平成24年度の就職(キャリア)ガイダンス計画について報告があった。

報告事項6. その他

(1) 総務部長から資料に基づき、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」への対応について、本法律に係るこれまでの経過及び5月10日開催の臨時役員会で決定した本学の対応基本方針等について説明があった。

(2) 学長から、平成25年3月3日に東京都内有楽町朝日ホールで本学主催のシンポジウムを開催することについて報告があり、併せて、現時点でのプログラム構成及び出演予定者等について説明があった。